

鎌ヶ谷市公益通報者保護事務取扱指針
(外部の労働者等からの公益通報)

第1 目的

この指針は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る事務処理について定めるものとする。

第2 通報相談窓口の設置

- 1 公益通報に係る受付及び公益通報に関連する相談（以下「通報等」という。）の事務を行うため、総務企画部総務課に公益通報相談窓口（以下「通報相談窓口」という。）を設置する。
- 2 通報相談窓口は、公益通報の対象となる事実について、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実のうち、本市が処分又は勧告等の権限を有するもの
 - (2) 第2の2(1)の公益通報に関連する相談

第3 秘密の保持の徹底及び利益相反関係の排除

- 1 通報相談窓口の職員その他通報等に係る事務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 通報相談窓口の職員その他通報等に係る事務に従事する職員は、自らが関係する通報等に係る事務に携わることができない。この場合において、当該職員は直属の上司に、その旨を申し出なければならない。

第4 通報等の受付

- 1 通報等は、通報相談窓口において受け付けるものとする。
- 2 第4の1の規定にかかわらず、通報等は、当該通報対象事実についての処分又は勧告等に関する事務を所掌する課（以下「主管課」という。）においても直接受け付けることができる。
- 3 通報相談窓口又は主管課は、公益通報を受け付けたときは、通報した者（以下「通報者」という。）の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報等の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明するものとする。
- 4 第4の3の規定は、公益通報に関連する相談を受けたときに準用する。ただし、公益通報に関連する相談者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握することは要しない。

第5 教示

通報相談窓口又は主管課は、通報された通報対象事実について、本市が処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者に対し、権限を有する行政機関を教示するものとする。

第6 公益通報の受理

- 1 通報相談窓口又は主管課は、受け付けた通報等を公益通報として受理したときは受理した旨

を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、速やかに通知するものとする。

- 2 通報相談窓口又は主管課は、第6の1の規定により、受理した旨の通知をするに当たっては、公益通報の受理から処理の終了までに見込まれる期間を示すよう努めるものとする。
- 3 通報相談窓口は、公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る事案を主管課に移送するものとする。
- 4 主管課は、公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る事案を通報相談窓口へ報告するものとする。

第7 調査の実施

- 1 主管課は、第6の3の規定により通報事案の移送を受けたとき及び自ら公益通報を受理したときは、必要な調査を実施するものとする。
- 2 主管課は、調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮し、速やかに、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 主管課は、調査の進捗状況について、通報相談窓口へ報告するとともに、通報者に適宜通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。
- 4 第7の3の通知をするに当たっては、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮して行うものとする。

第8 調査結果の通知

- 1 主管課は、第7の1の規定による調査の結果について、通報相談窓口へ報告するとともに、通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。
- 2 第8の1の通知は、第7の4の規定を準用する。

第9 受理後の教示

通報相談窓口又は主管課は、公益通報の受理後において、本市ではなく他の行政機関が処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、速やかに教示するものとする。

第10 調査結果に基づく措置の実施

主管課は、第7の1の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

第11 措置の通知

- 1 主管課は、第10の規定により必要な措置をとったときは、速やかにその旨を通報相談窓口へ報告するとともに、通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。
- 2 第11の1の通知は、第7の4の規定を準用する。

第12 協力義務

- 1 主管課は、他の主管課又は他の行政機関その他公の機関から公益通報に係る調査等について協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 2 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合は、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するよう努めるものとする。

附 則（平成18年6月12日決裁）

この指針は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第4の規定は、平成18年6月12日から施行する。

附 則（令和4年10月5日決裁）

この指針は、令達の日から施行する。